

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、大和都市計画道路事業について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成二十八年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画都市道路事業七・六・一〇二号JR高架側道四号線

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市法蓮町七五七

四 事業地の所在

1 収用の部分

奈良市大安寺七丁目及び大安寺三丁目地内

2 使用の部分

奈良市大安寺三丁目地内